

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第 5 条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p><u>(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</u></p> <p><u>(2) 工事又は製造の施行に当たり、安全管理の措置が不適切で死亡又は負傷を生じさせたとき。</u></p> <p><u>(3) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>(4) 公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</u></p> <p><u>(5) 落札者が契約を結ぶことを妨げ、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</u></p> <p><u>(6) 落札したものの契約を締結しなかったとき。</u></p> <p><u>(7) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。</u></p> <p><u>(8) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。</u></p> <p><u>(9) 給付の完了に関する通知書及び請求書への日付記載が不適切なとき。</u></p> <p><u>(10) 前各号の一に該当する事実があった後、競争に参加させない期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</u></p> <p><u>(11) 前各号に該当する者を入札代理人として使用したとき。</u></p> <p><u>(競争に参加させないことができる者)</u></p> <p>第 6 条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以下の期間で競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p><u>2 財務担当理事は、前項の規定により競争に参加させないこととした旨を当該者及び経理責任者に通知するものとする。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>(不正行為等の報告)</p> <p>第 5 条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p><u>(1) 本学における一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 本学における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）</u></p> <p><u>(3) 本学における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者若しくは公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>(5) 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(7) 本学における工事契約に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(8) 本学における契約に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(9) 落札したものの契約を締結しなかったとき。</u></p> <p><u>(10) 本学に対し、納品等の事実を偽り又は架空請求を行ったとき。</u></p> <p><u>(11) 給付の完了に関する通知書及び請求書への日付記載が不適切なとき。</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(13) 前各号の一に該当する事実があった後、競争に参加させない期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</u></p> <p><u>(14) 第1号から第12号に該当する者を入札代理人として使用したとき。</u></p> <p><u>(取引停止の措置)</u></p> <p>第 6 条 財務担当理事は、前条各号の一に該当すると認められる者及び他の公共機関等において取引停止の措置を受けた者で本学においても取引停止の措置を講じる必要があると認められる者について、必要に応じて、期間を定め取引停止（一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。以下同じ。）の措置を講じるものとする。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p><u>2 前項に規定する取引停止の取扱いについては、財務担当理事が定めるものとする。</u></p>

(随意契約ができない場合)

第38条 第6条第1項の規定により競争に参加させないこととした者とは、特別な場合を除き随意契約を締結することができない。

(後 略)

第38条 削 除

附 則

この規則は、平成19年10月19日から施行する。